

株式会社 ミマス  
グリーン調達基準書  
(QM-7401-04)

2020年 11月 (第1.2版)

# グリーン調達基準書

用語の説明 .....	1
1. 目的.....	2
2. 適用範囲.....	2
3. グリーン調達基準の考え方とお取引開始までの進め方.....	2
3.1. グリーン調達基準の考え方 .....	2
3.2. お取引開始までの進め方.....	2
4. 要求事項と解説.....	4
4.1. 物品に関する要求事項.....	4
4.2. 要求事項の解説.....	7
5. 評価について.....	8
5.1. 取引先環境評価 .....	8
5.1.1. 取引先環境評価フロー.....	9
5.1.2. 「自己評価」の対象.....	10
5.2. 物品評価.....	11
5.2.1. 物品評価フロー .....	12
6. その他.....	13

・添付資料「製品環境影響物質リスト」

用語の説明

ミマス グリーン調達基準書に関する用語は以下に示します。

No.	用語	説明
1	グリーン調達調査共通化 協議会 (JGPSSI)	電気電子機器業界の有志企業により2001年1月に発足したボランタリーな協議会です。 グリーン調達調査にかかる調査労力を軽減し回答品質の向上を目的としています。
2	アーティクルマネジメント 推進協議会 (JAMP)	2006年9月に業界横断の活動推進主体として発足した協議会です。 部品や成形品等が含有する化学物質等の情報を適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的としています。
3	AIS	JAMP が推奨する製品含有化学物質情報を伝達するための基本的な情報伝達シートです。
4	サプライヤ	商品の供給者、取引業者。
5	JGP ファイル	JGPSSI が使用している調査回答用の電子ファイルです。
6	製品環境影響物質	ミマスへ納入する物品に含有する化学物質で「製品環境影響物質リスト」(添付資料)に取り上げた化学物質のことを指します。
7	使用禁止物質	ミマスに納入する物品への含有を禁止する化学物質です。
8	使用制限物質	2011年4月1日現在、禁止していませんが、将来使用禁止物質にする可能性のある化学物質です。
9	含有管理物質	ミマスへの納入物品の含有有無、含有量、使用部位、用途などの把握を必要とする化学物質です。

## 1. 目的

株式会社ミマスは、地球規模での環境保全の重要性を再認識し、可能な限り全員参加のもと、環境の保全及び改善に取り組んでいきます。を環境方針とし、地球環境問題を人類永遠の課題と捉え、環境に責任ある製品を社会に提供することを目指し、その一環としてグリーン調達に取り組んでいます。株式会社ミマスは、お取引先様と共同して環境保全を図っていきます。そのための要求事項を本基準書にまとめました。

## 2. 適用範囲

ミマス取扱い製品を構成する以下の物品に適用します。

- 1) 部品、ユニット
- 2) 付属品
- 3) 半田、材料 接着剤、潤滑剤などの製品の中に含まれる補材
- 4) 包装材料、梱包材料

## 3. グリーン調達基準の考え方とお取引開始までの進め方

### 3.1. グリーン調達基準の考え方

環境保全活動を進めるには、以下の2つの枠組みが有効に機能することが必要と考えています。

- 1) 物品の環境管理システム
  - a) ミマスへ納入する物品に含まれる化学物質を把握・管理するための仕組みが構築・運用されることが必要となります。
  - 2) 製品環境影響物質の管理
    - a) ミマスへ納入する物品に使用禁止物質が使用されていないことが必要です。
    - b) ミマスへ納入する物品に使用されている使用制限物質および含有管理物質の把握が必要。

### 3.2. お取引開始までの進め方

- 1) ミマスは、以下の2つの要求事項を「4. 要求事項と解説」(4～6 ページ参照)として、設定しております。
  - a) 物品に関して構築・運用していただきたい環境管理システムの要求事項
  - b) 物品への製品環境影響物質に関する要求事項
- 2) ミマスは、お取引先様の取り組みが物品に関する環境管理システムを満たしているかを確認します。
- 3) お取引先様は、「取引先環境評価」を行うための調査票(「取引先調査兼製品含有化学物質マネジメント システム調査票」)をご提出下さい。ミマスではご提出された調査票を基に評価を行い、「要求事項」を満たしているお取引様と取引いたします。
- 4) ミマスは、個々の物品への製品環境影響物質について要求事項を満たしているかを確認します。

- 5) お取引先様は、「物品評価」を行うための AIS をご提出下さい。
- 6) ミマスではご提出された AIS を基に評価を行い、「要求事項」を満たしているお取引様 と取引いたします。
- 7) お取引様の状況により、JGP ファイル、分析データ、非含有証明書による回答を認める場合 があります。

## 4. 要求事項と解説

### 4.1. 物品に関する要求事項

物品の環境管理システムに関する要求事項(製品含有化学物質管理) アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)及びグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)が2008年に発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン 第3.0版」の実施項目一覧表に沿った取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それに従い活動を行なっていること。

「製品含有化学物質管理ガイドライン」は以下のホームページよりご参照願います。

JAMP : <http://www.jamp-info.com/dl>

JGPSSI : <http://www.jgpssi.jp/>

(参考)

「製品含有化学物質管理ガイドライン 第3.0版」の実施項目一覧表の実施項目および実施内容

(注)実施項目一覧表には実施項目、実施内容の他に、詳細説明/注意ポイントが記載されていますので、それらもご参照ください。

#### 1. 方針

製品含有化学物質管理に取り組むことを表明していること。

#### 2. 計画策定

2.1. 管理基準の明確化 製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に伝達していること。

#### 2.2. 管理範囲の明確化

製品含有化学物質の管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」「業務」「化学物質」「構成部材」「工程」「製品」等を明確にすること。

2.3. 目標の策定及び運営プロセスの計画 製品含有化学物質管理について目標・計画を作成していること。また、必要に応じて目標・計画を見直していること。

#### 2.4. 組織体制、責任と権限の明確化

製品含有化学物質管理における責任と権限を明確にしていること。

#### 3. 実施及び運営

#### 3.1. 設計・開発

3.1.1. サブスタンス/プレパレーションの製造における設計 サブスタンス/プレパレーションを製造する場合、原材料の含有化学物質情報を確認し、管理基準を満たすように製品及びその製造工程を設計していること。必要な場合、購入品の仕様を指定していること。

### 3.1.2. サブスタンス/プレパレーションを用いたアーティクル製造における設計

サブスタンス/プレパレーションからアーティクルを製造する場合、原材料に含有される 化学物質情報を確認していること。工程において含有化学物質の濃度や種類が変化する可能性がある場合には、その変化を把握すること。その上で、製品としての管理基準への適合を確認していること。

### 3.1.3. アーティクルを用いたアーティクル製造における設計 アーティクルから新たなアーティクルを製造する場合、パーツ等のアーティクルに含有される化学物質情報を確認し、製品としての管理基準への適合を確認していること。

## 3.2. 購買管理

### 3.2.1. 含有化学物質情報入手・確認

購入品の含有化学物質情報(IN 情報)を入手し、必要な内容が適切に書かれていることを確認した上で、管理基準に適合していることを確認していること。新製品や変更品に関しては、管理基準に沿った含有化学物質情報の入手・確認は量産開始前までに完了していること。

### 3.2.2. サプライヤの管理状況の確認 新規サプライヤの選定時に、サプライヤの製品含有化学物質管理の状況を確認していること。取引を継続する場合、必要に応じて再確認を実施していること。確認の結果に対する処置が定められていること。サプライヤの確認の対象、基準、頻度、方法等はリスクのレベルに応じて設定してもよい。

### 3.3. 受入確認 受け入れ時に、購入品が自社の管理基準に適合していることを確認していること。確認の対象、基準、方法、頻度等は、購入品のリスクのレベルに応じた方法を選択してもよい。

## 3.4. 工程管理

### 3.4.1. 誤使用・混入・汚染防止

管理対象とする化学物質の誤使用・混入・汚染防止策を実施していること。

### 3.4.2. 反応工程の適切な管理 組成変化と濃度変化によって管理対象の化学物質が管理基準を越えて残留または生成しないように管理していること。

### 3.4.3. 生産委託先の管理

生産委託先の管理を適切に行っていること。

### 3.5. 出荷時の確認 受け入れ時及び工程中に実施することを含めて、規定された確認事項が全て実施されたことを確認してから、製品を出荷していること。

### 3.6. トレーサビリティ

製品のトレーサビリティを確実にしていること。

### 3.7. 変更管理 製品含有化学物質管理について変更管理のルールを定め、以下の内容を明確にしていること。

1) 製品含有化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更要素

購入先の変更・追加、購入品の変更、工程の変更等(製造条件、生産設備、型・治工具等、自社だけでなく、サプライヤ、生産委託先等における変更を含む)

2) 社内外の処理手順 確認内容、確認手

段、承認プロセス等

3) 社内外への情報伝達方法 変更の

記録、通知、識別情報等

3.8. 不適合時の対応 不適合品発生時の対応処置(応急処置、原因究明、再発防止、水平展開等)のルールを定めていること。

4. 人的資源及び文書・情報の管理

4.1. 教育・訓練

製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練の内容、対象者等を特定・実施していること。

4.2. 文書及び記録の管理 製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理していること。

また、運用の結果の記録についても適切に作成・保管していること。

4.3. コミュニケーション(情報提供)

供給先に対し、製品の含有化学物質情報(OUT 情報)を適切に提供していること。製品含有化学物質管理体制についての問合せについても適切に対応していること。

5. パフォーマンス(実施状況)の評価及び改善 製品含有化学物質管理の状況について、内部監査等によって定期的に確認し、改善の必要な事項については、改善を実施していること。確認した結果は、経営者等に報告すること。

6. マネジメントレビュー(経営者による見直し) 経営者が、内部監査等の結果、不具合発生状況等を受け、課題事項がある場合は、次期目標に反映する等、改善を実施していること。

物品の製品環境影響物質に関する要求事項

1. 使用禁止物質の使用禁止(10 物質およびその化合物)

ミマスに納入する物品の中に、“使用禁止物質”(添付文書「製品環境影響物質リスト」)を使用していないこと。

2. 含有管理物質の把握(約 30 物質) ミマスに納入する物品に含有している、“含有管理物質”(添付文書「製品環境影響物質リスト」)について、含有の有無、含有量、使用部位、用途の把握をしていること。



## 4.2. 要求事項の解説

物品の環境管理システムに関する要求事項(製品含有化学物質管理)

- 1) 物品の環境管理システムとは、ミマスに納入する物品に含まれる化学物質を把握する仕組みを指します。今回、お取引先様における製品含有化学物質管理をより確実に実施していただくために、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)及びグリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)が共同で作成した、「製品含有化学物質管理ガイドライン 第二版」をミマスの要求事項として採用することといたしました。
- 2) 「製品含有化学物質管理ガイドライン」とは、製品含有化学物質情報の信頼性を担保するために、製品に含まれる化学物質を管理するための具体的な実施項目や判定基準をガイドラインとしてまとめたもので、2008年にJAMP及びJGPSSIより発行されたものです。「製品含有化学物質管理ガイドライン」は以下のホームページよりご参照願います。  
JAMP : <http://www.jamp-info.com/dl>  
JGPSSI : <http://www.jgpssi.jp>
- 3) 製品含有化学物質管理システムにおける実施項目については、「製品含有化学物質管理ガイドライン」をご参照ください。実施項目は、「1. 方針」から「6. マネジメントレビュー(経営者による見直し)」の6つの大項目とそれを細分化した23の小項目からなります。
- 4) 「実施内容」や「要求レベル」はサプライチェーン全体での共通的な表現になっています。実際の取り組みにあたっては、各社の状況に応じて、具体的な内容に置き換えて対応してください。
- 5) 製品含有化学物質管理システムを構築する単位は「組織」になります。「組織」とは、会社、事業部、事業所等を指しますが、組織全体で実施項目が漏れないよう注意してください。

## 5. 評価について

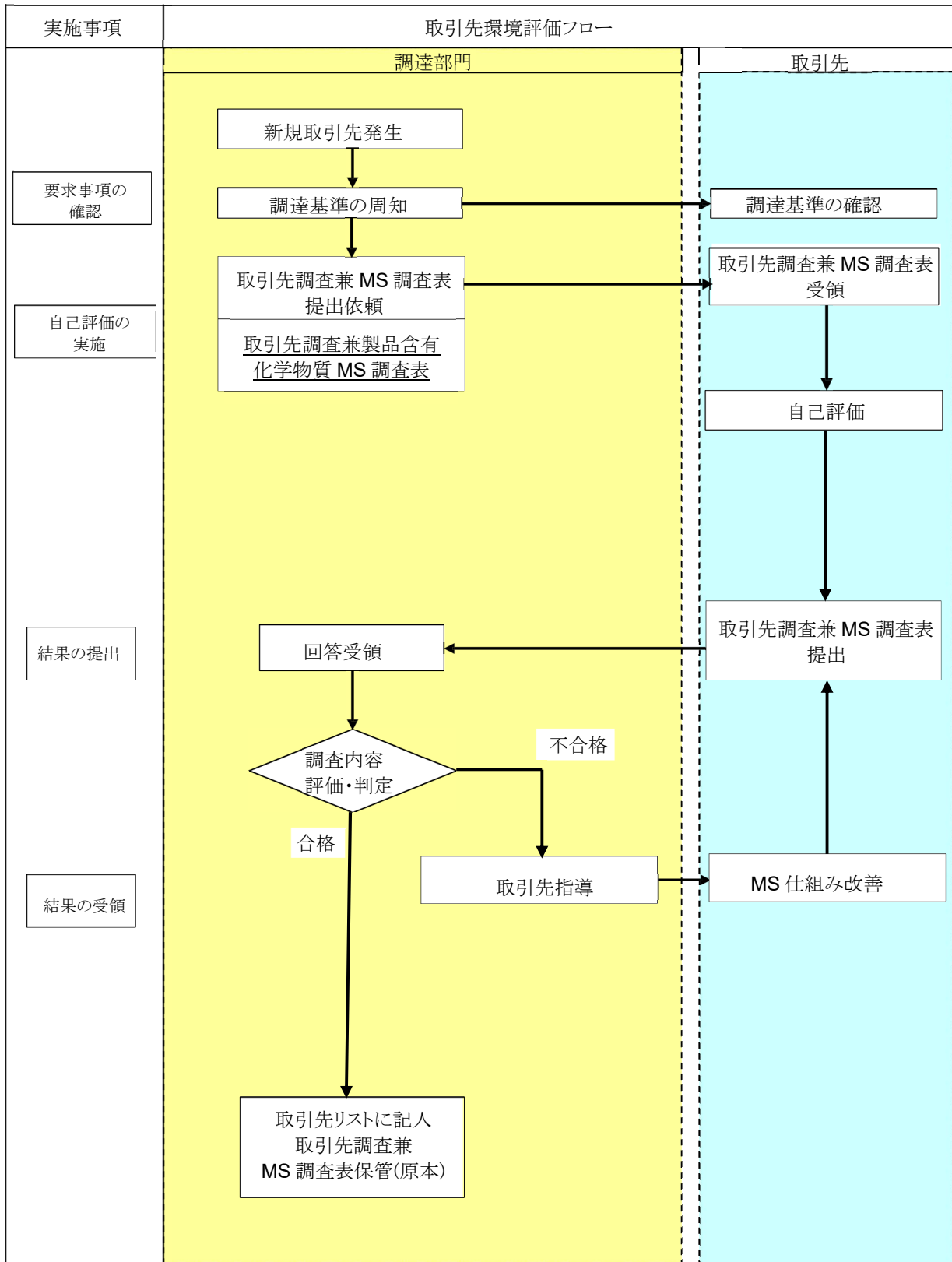
### 5.1. 取引先環境評価

#### 5.1.1. 取引先環境評価フロー

「物品の環境管理システム」に関する取引先評価フローは以下の順になります。（「取引先環境評価フロー」参照）

- 1) ミマスからお取引先様へ「取引先調査兼製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」の提出依頼を行います。
  
- 2) お取引先様は、「要求事項」に対し自らの活動状況を自己評価して下さい。
  - a) 取引先調査兼製品含有化学物質マネジメントシステム調査票 ……提出必須
  - b) 環境品質保証体制監査チェックリスト ……チェック内容順守の事
  - c) 上記提出物以外に「物品の環境管理システム」の構築および運用状況を確認できる資料のご提出を依頼する場合があります。この場合には、ミマスから個別にお知らせいたします。  
尚、チェックは、製品含有化学物質管理ガイドライン（第 3.0 版）附属書 実施項目一覧表 兼 チェックシート（第 3.00 版）に準じて実施をお願いいたします。
  
- 3) ミマスでは、提出していただいた「取引調査兼製品含有化学物質マネジメントシステム調査票」の評価を行います。評価結果により、「要求事項」を満たしているお取引先様とお取引をします。ご提出された内容を確認するために、お取引先様に問合せや訪問させていただく場合があります。この場合には、ミマスから個別にお知らせいたします。
  
- 4) 新規お取引の場合は新規お取引開始前、既にお取引させいただいているお取引先様とは定期的に調査票の提出依頼を行います。

# 取引先環境評価フロー図



### 5.1.2. 「自己評価」の対象

- 1) お取引先様が製造業者の場合 ミマスへ納入する物品を製造するすべての事業所(工場)が対象です。ただし、ミマスへ納入する物品を製造しない事業所(工場)は対象外です。  
なお、「物品の環境管理システム」の評価については、製品含有化学物質管理が、事業所(工場)だけでは完結しない場合は、事業所(工場)以外も評価の対象となります。(例)事業所(工場)は製造部門のみで、設計や使用する部材の選定は、本社部門(親企業)で行なわれているような場合は、本社部門(親企業)も含めて評価の対象になります。
- 2) お取引先様に対し、使用を指示した部品・材料および再委託先の製造業者の場合 ミマスがお取引先様に対し、特定の部品・材料(樹脂材料や薄鋼板、汎用電気部品など)を使用するよう指示した場合や特定の事業者へ加工委託をするよう指示した場合は、特定した部品・材料および加工委託先(製造業者)の評価は、ミマスが直接行います。
- 3) お取引先様が商社の場合 原則として、実際にミマスへ納入する物品を製造している仕入先または委託先の事業所(工場)が対象です。ただし、お取引先様(商社)が仕入先または委託先の事業所(工場)をミマスのグリーン調達基準に基づき管理できている場合は、お取引先様の評価を行い、仕入先または委託先の事業所(工場)の評価を省略可能とします。

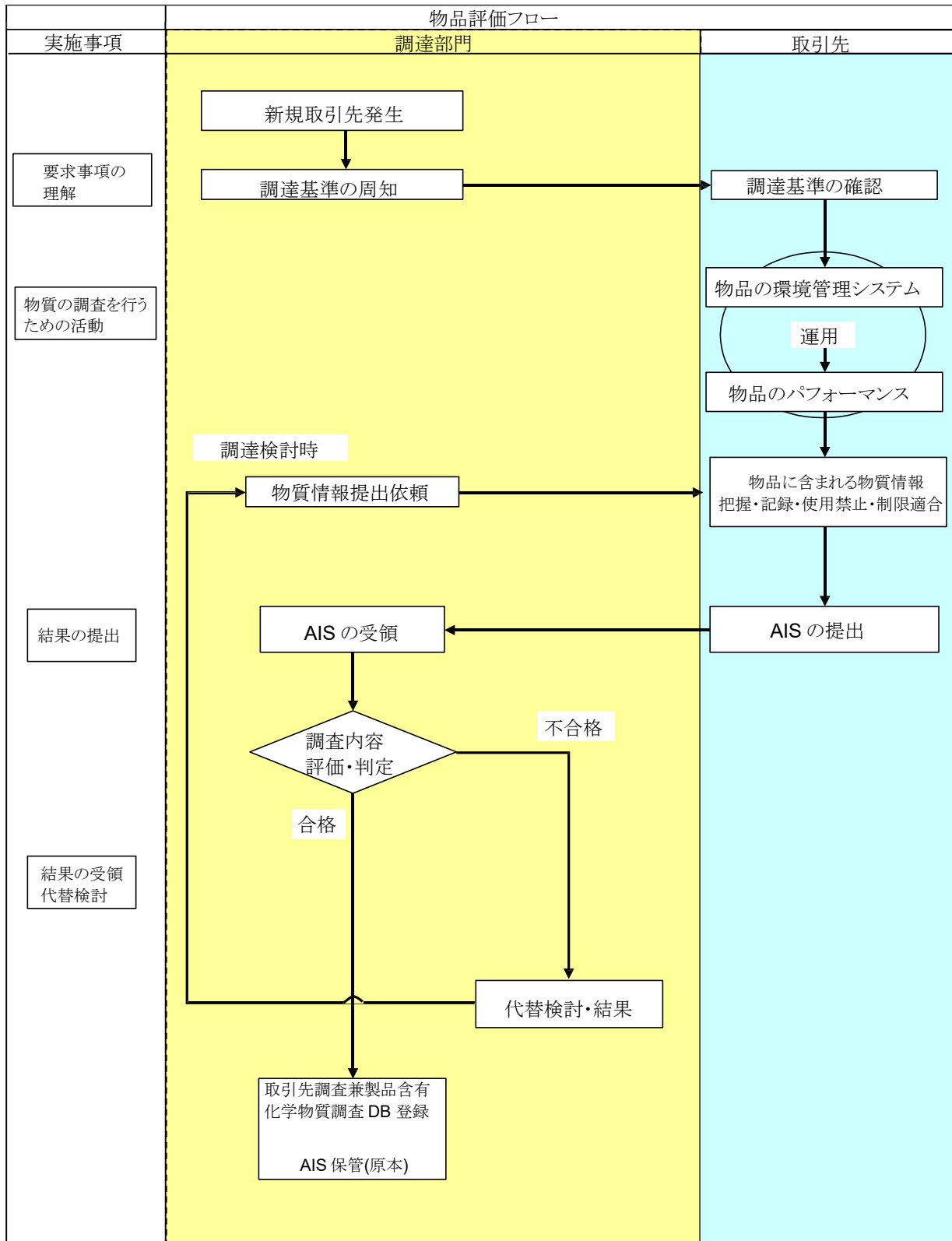
## 5.2. 物品評価

### 5.2.1. 物品評価フロー 個々の物品に対する「物品評価」のフローは以下の順になります。

(「物品評価フロー」参照)

- 1) ミマスに納入する物品の製品環境影響物質情報をあらかじめ準備願います。
- 2) ミマスからお取引先様へ取引対象物品に関する製品環境影響物質情報の調査依頼を行います。
- 3) お取引先様は、上記依頼に基づく調査結果を AIS にてミマスへご提出していただきます。原則として、AIS での回答をお願いいたしますが、お取引様の状況により、JGP ファイル、分析データ、非含有証明書等による回答を認める場合があります。
- 4) ミマスは、提出していただいた AIS を基に評価を行い、「要求事項」を満たしている「物品」のみ購入します。  
「要求事項」を満たしていない「物品」については、代替検討を行います。
- 5) お取引様は、設計変更、工程変更などにより製品環境影響物質に変化が発生する場合は、物品の使用制限物質の有無の再確認が必要となりますので、判明次第、情報をミマスの購買部門へご提供ください。

# 物品評価フロー図



## 6. その他

- 1) ご提供いただいた情報の取り扱い お取引の判定をさせていただくため、ご提供いただいた情報はミマスグループで共有させていただきます。また、ご提供いただいた製品環境影響物質の情報に関しては、サプライチェーンによる 情報提供の要求があった場合、および国内外の行政機関等からの 情報開示の要求があった場合には、ミマスの製品関連情報の一部として第三者(顧客等)に提出することがあります。

### 2) お問い合わせ先

	<b>Tel</b>	<b>E-mail:</b>
ミマス(本社)	03-6280-8498	mane@mimasu-inc.com
ミマス(白井工場)	047-498-2801	kazuhiro_suzuki@mimasu-inc.com

## 添付資料「製品環境影響物質リスト」(1/13)

### 用語の定義

- 1) 含有 化学物質が、製品を構成する部品/材料に本来含まれること。添加、充填、混入、付着される場合を含みます。また、製造プロセスに起因する場合も含みます。
- 2) 意図的添加 特定の機能/外観、又は品質の維持/向上などに関する何らかの性能の発現を目的として、製品を構成する部品/材料に化学物質を使用することを指します。
- 3) 不純物 天然素材中に含有され、商用材料として精製される過程で、現在の工業技術水準で除去しきれない物質、または材料、薬品の合成反応の過程で生じた副生成物および触媒残渣など、現在の工業技術水準で除去しきれない物質であって、意図的添加されたもの以外の化学物質を指します。主原料と区別するために「不純物」と呼称されるものであっても、意図的に添加される場合には、本基準書では「不純物」として扱いません。
- 4) 均質材料 均質材料は機械的に分離できない材料で、さらに「組成全体が均一な材料」で、例としては、プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、合金、紙、樹脂、コーティングなどです。具体的には、次の例があります。
  - a) 異種材料でコーティングや接着されていない1種類だけの材料からなるプラスチックカバー。最大許容濃度はこのプラスチックに適用されます。
  - b) 電気ケーブルは力学的プロセスにより絶縁体と金属などの異種材料に分離されるので、電気ケーブルは均質材料ではありません。最大許容濃度は、それぞれの分離された材料に適用されます。
  - c) 半導体パッケージは、プラスチック成形材料、リードフレームのスズのコーティング、リードフレーム合金、および金ボンディングワイヤーなどの多くの均質材料を含みます。最大許容濃度はそれぞれに適用されます。
- 5) 対象範囲 本基準書で規定する使用禁止物質、使用制限物質及び含有管理物質に関して、それらの適用対象となる濃度、用途、使用等をいいます。なお濃度は、以下の算出式に従います。  
(濃度)=(対象化学物質の含有質量)÷(対象化学物質を含有する部位の均質物質質量) また均質物質とは、対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料へ機械的に解体できない素材を意味します。
- 6) 除外対象項目 本基準書で規定する使用禁止物質及び使用制限物質の対象範囲から除かれる特定の用途、物質等を定めた項目を指します。ただし、含有管理物質と同等に管理してください。



添付資料「製品環境影響物質リスト」(2/13)

A 使用禁止物質

1. ポリ臭化ビフェニル (PBB) 類

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
デカブロモビフェニル	13654-09-6	難燃剤
3,3',4,4'-プロモビフェニル	77102-82-0	
2,2',4,5,5'-プロモビフェニル	67888-96-4	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの。 a) 意図的添加がある場合 b) 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex X VII)、EU RoHS 指令(2002/95/EC)		

2. ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	難燃剤
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの。 a) 意図的添加がある場合 b) 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等: REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex X VII)、EU RoHS 指令(2002/95/EC)		

3. カドミウム及びその化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
カドミウム	7440-43-9	顔料、耐蝕表面処理、電池、接点、光学材料、ポリ塩化ビニル安定剤
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	
対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの。 a) 意図的添加がある場合 b) 均質材料中に 100ppm を超える含有がある場合 c) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が 100ppm を超える包装資材用途でのカドミウムの使用 <除外対象項目> 1) 上記 b)について、付表 1-1 および付表 1-2 に記載。		
参照法規制等: REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex X VII)、EU RoHS 指令(2002/95/EC)、EU 包装指令(94/62/EEC)、EU 電池指令(2006/66/EC)、オランダカドミウム指令、デンマークカドミウム禁止令		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(3/13)

A 使用禁止物質(続き)

4. 鉛及びその化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
鉛	7439-92-1	顔料、塗料、ゴム硬化剤、プラスチック安定剤、電池、ゴム加硫剤、ハンダ、ガラス、快削合金、合金成分、各種樹脂添加剤
炭酸鉛	598-63-0	
酸化鉛(IV)	1309-60-0	
四酸化三鉛	1314-41-6	
硫化鉛(II)	1314-87-0	
酸化鉛(II)	1317-36-8	
塩基性炭酸鉛(II)	1319-46-6	
硫酸鉛(II)	7446-14-2	
クロム酸鉛	7758-97-6	
チタン酸鉛	12060-00-3	
ステアリン酸鉛	1072-35-1	
二塩基性ステアリン酸鉛	56189-09-4	
砒酸水素鉛	7784-40-9	
クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤	12656-85-8	
硫クロム酸鉛黄色	1344-37-2	
<p>対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>a) 意図的添加がある場合</p> <p>b) 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合。ただし、ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では 300ppm を超える含有がある場合。</p> <p>c) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が 100ppm を超える包装資材用途での鉛の使用</p> <p>d) 電池・蓄電池の用途に対して、その総重量に対する鉛含有量が 0.4%以上の場合</p> <p>&lt;除外対象項目&gt;</p> <p>1) 上記 b)について、付表 1-1 および付表 1-2 に記載。</p> <p>参照法規制等:  REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex X VII、SVHC)、EU RoHS 指令(2002/95/EC)、EU 包装指令(94/62/EEC)、EU 電池指令(2006/66/EC)、デンマーク鉛禁止令、プロポジション 65</p>		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(4/13)

A 使用禁止物質(続き)

5. 六価クロム化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	顔料、塗料、インキ、触媒、 防食表面処理、染料、防錆
三酸化クロム	1333-82-0	
クロム酸カルシウム	13765-19-0	
クロム酸鉛	7758-97-6	
重クロム酸カリウム	7778-50-9	
クロム酸カリウム	7789-00-6	
重クロム酸ナトリウム・2水和物	7789-12-0	
ヘプタオキシドニクロム酸二カリウム	7778-50-9	
ヘプタオキシドニクロム酸二アンモニウム	7789-09-5	
テトラオキシドクロム酸二カリウム	7789-00-6	
クロム酸ナトリウム	7775-11-3	
酸化クロム (VI)	1333-82-0	
クロム酸	7738-94-5	
クロム酸および重クロム酸のオリゴマー	-	
重クロム酸、ニクロム酸	13530-68-2	
クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤	12656-85-8	
硫クロム酸鉛黄色	1344-37-2	
<p>対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>a) 意図的添加がある場合</p> <p>b) 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合</p> <p>c) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が 100ppm を超える包装資材用途での六価クロムの使用 &lt;除外対象項目&gt;</p> <p>1) 上記 b) について、付表 1-1 および付表 1-2 に記載。</p> <p>参照法規制: REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII, SVHC) 、EU RoHS 指令(2002/95/EC) 、EU 包装指令(94/62/EEC)</p>		

6. 水銀及びその化合物

対象となる化学物質の代表例		用途・使用例
化学物質	CAS No.	
水銀	7439-97-6	電池、蛍光材料、接点、温度計、顔料
塩化第二水銀	7487-94-7	
酸化水銀(II)	21908-53-2	
<p>対象範囲: 下記のいずれかに該当するもの。</p> <p>a) 意図的添加がある場合</p> <p>b) 不純物で、均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合</p> <p>c) カドミウム、水銀、六価クロム、鉛の総重量濃度が 100ppm を超える包装資材用途での水銀の使用</p> <p>d) 電池への使用に関して、5ppm を超える水銀の使用。ただし、ボタン電池では 2% を超える水銀の使用 &lt;除外対象項目&gt;</p> <p>1) 上記 b) について、付表 1-1 および付表 1-2 に記載。</p> <p>参照法規制: REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII) 、EU RoHS 指令(2002/95/EC) 、EU 包装指令(94/62/EEC) 、EU 電池指令(2006/66/EC)</p>		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(5/13)

A 使用禁止物質(続き)

7. フタル酸ブチルベンジル/BBP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ブチルベンジル/BBP	85-68-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、 接着剤
対象範囲： 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII, SVHC)、EU RoHS 指令相当(当社の基準)		

8. フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)/DEHP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)/DEHP	117-81-7	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、 接着剤
対象範囲： 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII, SVHC) 、EU RoHS 指令相当(当社の基準)		

9. フタル酸ジブチル/DBP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジブチル/DBP	84-74-2	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、 接着剤
対象範囲： 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC) No 1907/2006(Annex XVII, SVHC) 、EU RoHS 指令相当(当社の基準)		

10. フタル酸ジイソブチル/DIBP

対象となる化学物質	CAS No.	用途・使用例
フタル酸ジイソブチル/DIBP	84-69-5	可塑剤、DBPの代替物質として使用される
対象範囲： 均質材料中に 1000ppm を超える含有がある場合		
参照法規制等： REACH 規則(EC) No 1907/2006(SVHC) 、EU RoHS 指令相当(当社の基準)		

添付資料「製品環境影響物質リスト」(6/13)

B 含有管理物質

No.	物質名	参考: 物質和名例	CAS No.	適用日	規制 No.	関連法規制
1	4,4'- Diaminodiphenylmethane (MDA)	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
2	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene (musk xylene)	2,4,6-トリニトロ-5-tert-ブチル-1,3-キシレン/ムスクキシレン	81-15-2	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
3	Alkanes, C10-13, chloro (Short Chain Chlorinated Paraffins)	塩素化パラフィン(短鎖) (C=10-13)	85535-84-8	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (Annex X VII、 SVHC)
4	Anthracene	アントラセン	120-12-7	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
5	Bis(tributyltin)oxide (TBTO)	ビストリブチルスズオキサイド/TBTO	56-35-9	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (Annex X VII、 SVHC)
6	Cobalt dichloride	塩化コバルト	7646-79-9	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
7	Diarsenic pentaoxide	五酸化二砒素	1303-28-2	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (Annex X VII、 SVHC)
8	Diarsenic trioxide	三酸化二砒素	1327-53-3	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (Annex X VII、 SVHC)
9	Triethyl arsenate	砒酸エチルエステル/ヒ酸トリエチル	15606-95-8	28.10.2008	ED/67/2008	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (Annex X VII、 SVHC)
10	2,4-Dinitrotoluene	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
11	Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres are fibres covered by index number 650-017-00-8 in Annex VI, part 3, table 3.2 of Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, and fulfil a) Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> and SiO <sub>2</sub> are present within the following concentration ranges: Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> : 43.5 – 47 % w/w, and SiO <sub>2</sub> : 49.5 – 53.5 % w/w, or Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> : 45.5 – 50.5 % w/w, and SiO <sub>2</sub> : 48.5 – 54 % w/w, b) fibres have a length weighted geometric mean diameter less two standard geometric errors of 6 or less micrometres (µm).	アルミノシリケート耐熱セラミック繊維	Extracted from Index no.: 650-017-00-8  JAMP-SN0007	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(7/13)

B 含有管理物質(続き)

No.	物質名	参考: 物質和名例	CAS No.	適用日	規制 No.	関連法規制
12	Anthracene oil	アントラセン 油	90640-80-5	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (Annex XVII、 SVHC)
13	Anthracene oil, anthracene-low	アントラセン 油、アントラ セン低	90640-82-7	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
14	Anthracene oil, anthracene paste	アントラセン 油、アントラ センペースト	90640-81-6	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
15	Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction	アントラセン 油、アントラ センペースト、アントラ セン留分	91995-15-2	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
16	Anthracene oil, anthracene paste,distn. lights	アントラセン 油、アントラ センペースト、軽質留分	91995-17-4	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
17	Diisobutyl phthalate	ジイソブチル フタレート; フタル酸ジイ ソブチル	84-69-5	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
18	Pitch, coal tar, high temp.	コールタールピ ッチ	-	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
19	Tris(2-chloroethyl)phosphate	トリス(2-ク ロロエチル) ホスフェー ト; 磷酸トリ (2-クロロエ チル)/TCEP	115-96-8	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
20	Zirconia Aluminosilicate Refractory Ceramic Fibres are fibres covered by index number 650-017-00-8 in Annex VI, part 3, table 3.2 of Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, and ful a) Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> , SiO <sub>2</sub> and ZrO <sub>2</sub> are present within the following concentration ranges: Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> : 35 – 36 % w/w, and SiO <sub>2</sub> : 47.5 – 50 % w/w, and ZrO <sub>2</sub> : 15 - 17 % w/w, b) fibres have a length weighted geometric mean diameter less two standard geometric errors of 6 or less micrometres (µm).	ジルコニアア ルミノシリケ ート耐熱セラ ミック繊維	Extracted from Index no. 650-017-00-8  JAMP-SN0055	13.01.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
21	Acrylamide	アクリルアミド	79-06-1	30.03.2010	ED/68/2009	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
22	Trichloroethylene	三塩化エチレ ン	79-01-6	18.06.2010	ED/30/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(8/13)

B 含有管理物質(続き)

No.	物質名	参考: 物質和名例	CAS No.	適用日	規制 No.	関連法規制
23	Boric acid	ホウ酸	10043-35-3 / 11113-50-1	18.06.2010	ED/30/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
24	Disodium tetraborate, anhydrous	硼砂/七酸化二 ナトリウム四 ホウ素/七酸化 二ナトリウム 四ホウ素五水 和物	1303-96-4/ 1330-43-4/ 12179-04-3	18.06.2010	ED/30/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
25	Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	七酸化二ナト リウム四ホウ 素水和物	12267-73-1	18.06.2010	ED/30/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
26	Cobalt(II) sulphate	硫酸コバルト (II)	10124-43-3	15.12.2010	ED/95/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
27	Cobalt(II) dinitrate	硝酸コバルト (II)	10141-05-6	15.12.2010	ED/95/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
28	Cobalt(II) carbonate	炭酸コバルト (II)	513-79-1	15.12.2010	ED/95/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
29	Cobalt(II) diacetate	酢酸コバルト (II)	71-48-7	15.12.2010	ED/95/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
30	2-Methoxyethanol	2-メトキシエタ ノール	109-86-4	15.12.2010	ED/95/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)
31	2-Ethoxyethanol	2-エトキシエ タノール	110-80-5	15.12.2010	ED/95/2010	REACH 規則 (EC)No1907/2006 (SVHC)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(9/13)

付表 1-1 (RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
1	1口金蛍光灯に含まれる以下を超えない水銀	
1(a)	30W 未満の一般的照明用途:5mg	5mg:~2011/12/31 3.5mg:~2012/12/31 2.5mg: それ以降
1(b)	30W 以上 50W 未満の一般照明用途:5mg	5mg:~2011/12/31 3.5mg: それ以降
1(c)	50W 以上 150W 未満の一般照明用途:5mg	
1(d)	150W 以上の一般照明用途:15mg	
1(e)	環形あるいは四角形で直径 17mm 以下の一般照明用途	制限なし~2011/12/31 7mg: それ以降
1(f)	特殊用途:5mg	
2(a)	2口金直管蛍光灯に含まれる以下を超えない水銀	
2(a)(1)	通常寿命の3波長形で管径 9mm 未満(T2 サイズなど):5mg	5mg:~2011/12/31 4mg: それ以降
2(a)(2)	通常寿命の3波長形で管径 9mm 以上 17mm 以下(T5 サイズなど):5mg	5mg:~2011/12/31 3mg: それ以降
2(a)(3)	通常寿命の3波長形で管径 17mm を超える 28mm 以下(T8 サイズなど):5mg	5mg:~2011/12/31 3.5mg: それ以降
2(a)(4)	通常寿命の3波長形で管径 28mm を超える(T12 サイズなど):5mg	5mg:~2012/12/31 3.5mg: それ以降
2(a)(5)	長寿命(25000 時間以上)3波長形:8mg	8mg:~2011/12/31 5mg: それ以降
2(b)	その他の蛍光灯に含まれる以下を超えない水銀	
2(b)(1)	直管形 halophosphate ランプで管径 28mm を超える(T10, T12 サイズなど):10mg	10mg: ~2012/4/13 以降 廃止
2(b)(2)	直管形でない halophosphate ランプ(全ての管径サイズ):15mg	15mg: ~2016/4/13 以降 廃止
2(b)(3)	直管形でない3波長形蛍光体で管径 17mm を超える(T9 サイズなど)	制限なし~2011/12/31 15mg: それ以降
2(b)(4)	他の一般照明用途及び特殊用途のランプ(誘導ランプなど)	制限なし~2011/12/31 15mg: それ以降
3	冷陰極蛍光灯(CCFL)と外部電極蛍光灯(EEFL)に含まれる以下を超えない水銀(1灯あたり)	
3(a)	短いもの(長さ 500mm 以下)	制限なし~2011/12/31 3.5mg: それ以降
3(b)	中程度のもの(長さ 500mm を超えて 1500mm 以下)	制限なし~2011/12/31 5mg: それ以降
3(c)	長いもの(長さ 1500mm を超える)	制限なし~2011/12/31 13mg: それ以降
4(a)	その他の低圧放電ランプの水銀	制限なし~2011/12/31 15mg: それ以降
4(b)	演色指数 Ra60 以上の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる以下を超えない水銀(1灯あたり)	
4(b)-I	P≤155W	制限なし~2011/12/31 30mg: それ以降
4(b)-II	155W<P≤405W	制限なし~2011/12/31 40mg: それ以降
4(b)-III	P>405W	制限なし~2011/12/31 40mg: それ以降
4(c)	その他の一般照明用高圧ナトリウム(蒸気)ランプに含まれる以下を超えない水銀(1灯あたり)	
4(c)-I	P≤155W	制限なし~2011/12/31 25mg: それ以降
4(c)-II	155W<P≤405W	制限なし~2011/12/31 30mg: それ以降



添付資料「製品環境影響物質リスト」(10/13)

付表 1-1 (RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目) (続き)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
4(c)-Ⅲ	P > 405W	制限なし～2011/12/31 40mg: それ以降
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)の水銀	2015/4/13 で廃止
4(e)	金属ハロゲンランプ(MH)の水銀	
4(f)	本項目で言及しないその他の特殊用放電ランプに含まれる水銀	
5(a)	陰極線管(ブラウン管)のガラスに含まれる鉛	
5(b)	蛍光管のガラスに含まれる 0.2 重量%を超えない鉛	
6(a)	機械加工用の鉄合金, 亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35 重量%以下の鉛	
6(b)	アルミニウム合金に含まれる 0.4 重量%以下の鉛	
6(c)	4重量%以下の鉛を含む銅合金	
7(a)	高融点はんだ中の鉛(85 重量%以上の鉛ベースの合金)	
7(b)	サーバ, ストレージ, ストレージアレイシステム, スイッチ・信号・伝送・管理ネットワークのインフラ機器のはんだに使用する鉛	
7(c)-Ⅰ	ガラス・セラミック(コンデンサの誘電セラミック除く)中の電気電子部品に含む鉛(圧電デバイス, ガラス・セラミック母材化合物)	
7(c)-Ⅱ	AC125V, DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	
7(c)-Ⅲ	AC125V, DC250V 未満のコンデンサの誘電セラミックに含まれる鉛	2013/1/1 まで 以降, 上記までに上市された製品の補修部品に限定
8(a)	ワンショット・ペレットタイプ熱ヒューズに含まれるカドミウム及び化合物	2012/1/1 まで 以降, 上記までに上市された製品の補修部品に限定
8(b)	電気接点に含まれるカドミウム及び化合物	
9	吸収型冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防食剤として, 冷却材に含まれる 0.75 重量%以下の六価クロム	
9(b)	冷暖房・空調・冷蔵庫(HVACR)のコンプレッサーに含まれる冷媒用ベアリングシェル及びブッシュに含まれる鉛	
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使用する鉛	2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限定
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステム以外に使用される鉛	2013/1/1 まで 以降, 上記までに上市された製品の補修部品に限定
12	熱電モジュールの C-リングのコーティング材として使用される鉛	2010/9/24 までに上市された製品の補修部品に限定
13(a)	光学用途の白色ガラスに含まれる鉛	
13(b)	フィルタガラス, 反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	
14	マイクロコンピュータのピンとパッケージの接合用で, 2種以上の成分から成り立ち2種を超える成分から構成され鉛含有が 80 重量%を超えて 85 重量%未満のはんだの中の鉛	2011/1/1 まで 以降, 上記までに上市された製品の補修部品に限定
15	IC フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだに含まれる鉛	
16	珪酸塩でコーティングしている直管白熱灯に含まれる鉛	2013/9/1 まで
17	業務用電子複写機器に使用される高輝度放電(HID)ランプに発光物質として使用されるハロゲン化鉛	
18(a)	SMS(Sr, Ba)2MgSi2O7: Pb)などの蛍光体を含むジアゾ印刷電子複写, 石版印刷, 集虫器, 光化学プロセスの専門ランプとして使われるとき, 放電ランプの蛍光粉(1 重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	2011/1/1 まで
18(b)	BSP(BaSi2O5: Pb)などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光パウダー(1 重量%以下の鉛を含む)の活性剤としての鉛	
19	超小型の省エネ灯(ESL)の中の主アマルガムとしての特定の PbBiSn-Hg と PbInSn-Hg, 並びに補助アマルガムとしての PbSn-Hg に用いられる鉛	2011/6/1 まで

## 添付資料「製品環境影響物質リスト」(11/13)

付表 1-1 (RoHS 指令で規制する重金属の適用除外項目に該当する項目) (続き)

No.	除外される化学物質と用途および上限値	範囲及び有効期間
20	液晶ディスプレイ(LCDs)に用いられる平面蛍光管の前面、後面基板を接合するガラス中の酸化鉛	2011/6/1 まで
21	ホウケイ酸塩とソーダ石灰ガラス上のエナメルに使用される印刷インク中の鉛及びカドミウム	
23	ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外のファインピッチ部品の仕上げ剤中の鉛	2010/9/24 までに上市された製品の補修部に限定
24	機械的に貫通孔が作られた円板状と、平面上積層セラミックキャパシタアレイをはんだ付けするはんだ中の鉛	
25	表面伝導型電子放出素子ディスプレイ(SED)の構造部品に含まれる酸化鉛。特に、シールフリット、フットリングに含まれる酸化鉛	
26	ブラックライトブルー(BLB)灯のガラス管に含まれる酸化鉛	2011/6/1 まで
27	高出力音響スピーカー(音の強さ 125dB 程度で数時間の稼働として設計された)の変換器のためのはんだとしての鉛合金	2010/9/24 まで
29	指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリー1、2、3 と 4)で定義されるクリスタルガラス中の鉛	
30	100dB 以上の強さの高出力音響スピーカーで変換器内の音声コイルの電気導体部のはんだ接合としてのカドミウム合金	
31	水銀を使用しない直管蛍光灯(液晶ディスプレイまたは産業用照明)の中のはんだに含まれる鉛	
32	アルゴン・クリプトンレーザー管製造で、ウインドウアセンブリを形成するシールフリット中の酸化鉛	
33	パワートランスで、100µm 直径以下の細い銅線のはんだ付用はんだ中の鉛	
34	サーメット型トリマポテンショメータ素子に含まれる鉛	
36	1ディスプレイ中 30mg までのプラズマディスプレイ内のスパッタリング時の水銀	2010/7/1 廃止
37	亜鉛ホウ酸塩ガラス体を基礎とした高圧ダイオードの表面被覆層の鉛	
38	アルミニウム結合ベリリウム酸化物に使用される厚膜ペーストに含まれるカドミウム及び酸化カドミウム	
39	照明またはディスプレイに使用される II~VI 族 LED(発光領域カドミウム含有量が 10µg/mm <sup>2</sup> 未満)に含まれるカドミウム	2014/7/1 廃止

### 注記

- 1) RoHS 指令適用除外項目番号(No.)は RoHS 指令の除外番号を示しております。
- 2) 本リストに掲載されている RoHS 指令の各適用除外項目は 2010 年 9 月 24 日現在のもので、法律の内容を保証するものではありません。最新情報については、EU 官報原文をご参照ください。

※以下の URL(欧州委員会)に本付表 1-1 の EU 官報原文が記載されています。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:251:0028:0034:EN:PDF> (委員会決定本文)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:254:0048:0048:EN:PDF> (上記正誤表)

## 添付資料「製品環境影響物質リスト」(12/13)

付表 1-2 (RoHS 指令の改正により新たに適用される医療機器および監視・制御装置の適用除外項目)

No.	除外される化学物質と用途
電離放射線を利用または検出する機器	
1	電離放射線検出器に含まれる鉛、カドミウム及び水銀
2	X線管の鉛ベアリング
3	電磁放射増幅デバイス(マイクロチャンネルプレート、キャピラリプレート)に含まれる鉛
4	X線管及びイメージインテンシファイアのガラスフリットに含まれる鉛及び、ガスレーザの組み立て用及び電磁放射を電子に変換する真空管用のガラスフリットバインダーに含まれる鉛
5	電離放射線の防護に用いられる鉛
6	X線試験物体に含まれる鉛
7	ステアリン酸鉛X線回折結晶
8	ポータブル蛍光X線分光器に用いるカドミウム放射性同位体
センサ、検出器及び電極(項目 1 に追加)	
1a	イオン選択電極(pH 電極のガラスを含む)に含まれる鉛とカドミウム
1b	電気化学酸素センサの鉛陽極
1c	赤外線検出器に含まれる鉛、カドミウム及び水銀
1d	基準電極に含まれる水銀(塩化水銀(I)、硫化水銀、酸化水銀)
その他	
9	ヘリウム-カドミウムレーザーに含まれるカドミウム
10	原子吸光分光器のランプに含まれる鉛とカドミウム
11	MRI の超伝導体および熱伝導体として用いられる合金に含まれる鉛
12	MRI および SQUID の超伝導材料の金属接合に用いられる鉛とカドミウム
13	カウンターウェイトに用いる鉛
14	超音波トランスデューサーの圧電単結晶材料に含まれる鉛
15	超音波トランスデューサーの接合に用いるはんだに含まれる鉛
16	監視・制御装置に用いる超高精密キャパシタンス/損失測定ブリッジ、高周波 RF スイッチ及びリレーに含まれる水銀で、スイッチ又はリレー1個当たり 20mg を超えないもの
17	ポータブル除細動器のはんだに含まれる鉛
RoHS 指令第 5 条 1(b)に指定された基準以外の理由で請求された一時的な適用除外項目	
18	波長 8~14µm の赤外線を検出する高性能赤外線映像装置のはんだに含まれる鉛
19	LCoS ディスプレイに含まれる鉛
20	X線測定フィルターに含まれるカドミウム

### 注記

1) RoHS 指令適用除外項目番号(No.)は RoHS 指令の除外番号を示しております。

2) 本リストに掲載されている各適用除外項目は RoHS 指令の改正により新たに適用されるもので、法律の内容を保証するものではありません。最新情報については、EU 原文をご参照ください。

※以下の URL(欧州委員会)に本付表 1-2 の EU 原文が記載されています。

[http://ec.europa.eu/environment/waste/weee/pdf/era\\_study\\_final\\_report.pdf](http://ec.europa.eu/environment/waste/weee/pdf/era_study_final_report.pdf)

添付資料「製品環境影響物質リスト」(13/13)

備考

- 1) 使用禁止物質の対象範囲における含有が判明した場合は、すみやかにご連絡ください。
- 2) 対象範囲は原則法規制に基づき設定しています。しかし法規制による定義がない場合には、対象範囲は原則意図的添加としました。ただし、環境に及ぼす影響が著しく高く不純物でも問題になりうる化学物質については、明らかに通常の自然界で検出されるレベルを超えて含有がある不純物を対象としました。また通常の自然界で検出されるレベルを超える含有については、排出基準値、廃棄物の基準値等を参考値として掲載しました。
- 3) 対象範囲外の用途などによる除外事項の使用は禁止ではありませんが、その使用に関する情報(含有量、含有部位など)の把握は必要となります。
- 4) 付表中で表現される合成樹脂とは、汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料、接着剤などの合成高分子を指します。
- 5) ppm は“parts per million” の意であり、「100 万分の1」を表します。本基準の記載では、重量比率を表し、1ppm=1mg/kg です。
- 6) 金属化合物における対象範囲の濃度は、金属換算値を適用してください。
- 7) CAS No.はアメリカ化学会の Chemical Abstracts Service(CAS) が化学文献などに記載された化学物質に付与した番号です。CAS Registry Number の略です。